

委提第5号

「仲仙道北本工区街路整備事業未整備箇所の早急な整備」を求める
意見書

会議規則第14条第2項の規定により、「仲仙道北本工区街路整備事業未
整備箇所の早急な整備」を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年12月15日 提出

提出者 建設経済常任委員長 保角美代

北本市議会議長 三宮幸雄様

【表出紙】

身頂慈尊謝辨土界本北界王御 奉取界王御

「仲仙道北本工区街路整備事業未整備箇所の早急な整備」を求める意見書

仲仙道は、県央地域の主要都市を南北に結び、国道17号を補完する幹線街路であり、北本市においても南北を結ぶ主要幹線道路であります。県においては、昭和29年に都市計画決定された道路幅員に整備し、交通渋滞の解消とともに、歩道拡幅により歩行者の安全を図っている所であります。

平成9年より始まった北本工区街路整備事業は、平成30年度工事完了予定ですが、一部の道路拡幅と歩道整備の未整備箇所があり、カーブによる車走行の危険や、多くの通行者が歩道を利用することができず車道へはみ出してしまふなど、いつ大きな事故が起きるかわからないような状況が続いております。

市民の皆様及び道路を利用する全ての皆様の安全通行につながるよう、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 仲仙道北本工区街路整備事業未整備箇所の早急な解消
- 2 仲仙道の車道、歩道にかかる樹木の伐採

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【提出先】

埼玉県知事、埼玉県北本県土整備事務所長